

エタノール

次亜塩素酸  
ナトリウム 等



# 薬品の使用方法・管理・保管 のポイント

新型コロナウィルス感染症拡大防止対策のため、「以前よりさらに頻繁に清掃をしている」、「使用する薬品を見直した」という施設も多いのではないでしょうか。

常日頃から行っている衛生管理に加え、新たに増やしたり変更したりした清掃・消毒について、改めて確認をしましょう。

## ① 子どもの手の届かない所に薬品を保管していますか？

Check Point!

「何度も清掃をするから、ここに消毒液を置いておくと便利」  
・・・と、子どもの手が届く位置にアルコールやエタノール、次亜塩素酸の入った薬品等を置いていませんか？



子どもの手が届かない、施錠できる棚などに必ず保管しましょう！

次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水を噴霧することは危険です。  
吸い込まないよう気をつけましょう。



感染症対策については厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

(『厚生労働省 保育所 感染症対策ガイドライン』で検索)

新型コロナウィルス感染症対策に対する各種通知は横浜市HP

「保育・教育施設における感染症対策について」を参照

(『横浜市 保育所 感染症対策ガイドライン』で検索)

② 移し替えたり希釈したりする容器に、大きく目立つように薬品名を記載するなど、明確にわかるようにしていますか？

Check Point!

「大きな容器に入っていると使いにくい」

「大きな容器で購入し、クラスごとに小さな容器に入れ替えている」

「使用している消毒薬が別の容器に入れて希釈するタイプの薬品」

・・・という場合に移し替えるときには、

- 薬品を扱っている職員へ話しかけるなど、「ながら作業」にならないよう体制を整えましょう。
- 希釈溶液専用のものを利用したり、一目見て何の薬品が入った容器かわかるようにしましょう！

他の用途(飲料や他の薬品)の容器と類似した容器は使わないよう！！

他の薬品と混ぜると大変危険な場合があります。また、容器の中身はクラス担任が把握しているから大丈夫！とは思わず、例えば応援の職員が入ってもすぐに把握できるように、大きなラベルを張る・色を分ける等、わかりやすくしましょう。

## ③ 薬品の使用方法や、清掃方法についてマニュアルが周知徹底されていますか？

Check Point!

- ・短時間勤務の職員などを含む全職員が、手順を把握しましょう。
- ・マニュアルの更新が必要か等、改めて確認しましょう。



薬品は、拭き掃除の時、嘔吐処理の時など用途により、希釈方法が違います。使用する製品の濃度を確認し、用法・容量に従って使用しましょう！

このチラシについて… こども青少年局保育・教育運営課 連絡先 045-671-3564  
感染症対策について…こども青少年局保育・教育人材課 連絡先 045-671-2397